

企業結合会計における公正価値測定に関する一考察

小 阪 敬 志

I はじめに

企業結合 (business combinations) とは、ある企業と他の企業とが、一つの報告単位に統合されることをいう。企業結合の会計処理にはいくつかのステップが存在しているが、複数の局面で従来から公正価値 (Fair value) と呼ばれる測定値が用いられてきた。近年、財務報告のための会計基準が国際的に統一化されつつある中で公正価値もその対象となったが、新たに整理・統一化されたことで、公正価値の概念は変化した。係る変化は極めて広範に影響するものであるが、本稿ではとりわけ企業結合会計に焦点を絞って考察を加える。検討に際しては、まず近年における企業結合に関する会計基準の国際的な収斂過程を整理し、企業結合を会計処理する際の重点の変化を指摘する。次に近年進められてきた公正価値概念の統一化に向けた過程を整理し、企業結合会計という特定の領域で用いられる公正価値概

念も変化したことを確認する。その上で、企業結合会計と公正価値測定の関係の変化を通じて、現行の企業結合会計における公正価値測定の課題を明らかにすることとしたい。

II 企業結合に関連する会計基準の収斂

近年、国際会計基準審議会 (IASB) を中心とした会計基準の国際的なコンバージェンスによって、いまなおいくつかの相違点は残るものの、多くの会計規定が国際的に統一化されつつある。企業結合に関連する会計基準もその例に漏れず、二〇〇八年にはIASBが公表する国際財務報告基準 (IFRS)、米国の財務会計基準審議会 (FASB) が公表する財務会計基準書 (SFAS)⁽¹⁾、ならびに我が国の企業会計基準委員会 (ASBJ) が公表する企業会計基準の間において、大筋での規定統一化が図られている。

そこでまずこれらの会計基準において、二〇〇八年前後の改訂による企業結合の会計処理規定の変化を整理し、企業結合会計における重点の変化を確認する。

1. SFAS141およびIFRS3の改訂

米国における企業結合に関する会計基準としては、SFAS141「企業結合」が二〇〇一年にFASBより公表されている。⁽²⁾ 同基準においては、企業結合の会計処理方法としてパーチェス法 (purchase method) のみを採用し、それまで適用の余地があった持分プーリング法 (pooling-of-interests method) との選択適用が廃止された (par.13)。その背景として、持分プーリング法が取得原価主義の会計モデルに沿わないことや、持分プーリング法によってもたらされる情

貸借対照表

諸 資 産	80,000	諸 負 債	45,000
		資 本 金	25,000
		留 保 利 益	10,000
	80,000		80,000

※ なお、諸資産の公正価値は88,000であった。諸負債の公正価値は貸借対照表上の帳簿価額と一致していた。

報に有用性が乏しいといった理論的問題点が複数指摘されている (pars. B36-B79)。また、パーチェス法によった場合、公正価値測定に伴う資産増加が生じるとともに、のれんが計上される余地があり、その場合には企業結合後の費用負担を通じて、結合後企業の業績が圧迫される。この事態を回避するため、結合当事企業が意図的に取引条件を調整して、本来であればパーチェス法を適用すべき企業結合に、持分プーリング法が適用されるという問題があった(いわゆる持分プーリング法の濫用)^③。パーチェス法への一本化は、実務上の問題とされていた持分プーリング法の濫用への対抗策であるとも指摘されることがある。

ここで、パーチェス法と持分プーリング法について、両方法の主要な相違点を数値例によって確認する。

【例1】 A社はX一年四月一日にB社を吸収合併し、合併の対価としてB社株主にA社株式五〇〇株(一株当たりの株価は一〇〇)を交付した。合併直前のB社の貸借対照表は上記のとおりである。

・パーチェス法による会計処理

パーチェス法の下では、存続会社であるA社は、消滅会社であるB社の諸資産および諸負債を公正価値で受入れ、対価として交付した株式の公正価値との差額を、のれんと

・パーチェス法

(借)	諸	資	産	88,000	(貸)	諸	負	債	45,000
	の	れ	ん	7,000		資	本	金	50,000

※資本金の増加額=@100×500株

・持分プーリング法

(借)	諸	資	産	80,000	(貸)	諸	負	債	45,000
						資	本	金	25,000
						留	保	利	益
									10,000

して認識する（A社を取得企業、B社を被取得企業としている）。

・持分プーリング法による会計処理

持分プーリング法の下では、B社の諸資産および諸負債はすべて帳簿価額のままA社に引き継がれ、のれんは認識されない。また、純資産項目もそのままA社に引き継がれる。

企業結合の会計処理方法として、パーチェス法と持分プーリング法のいずれを採用すべきかについては、理論的には企業結合の経済的実態に基づいて判断される。例えば、上記の合併がA社によるB社に対する支配の獲得、すなわち取得 (acquisition) と認められる場合にはパーチェス法が適合し、A社およびB社のいずれも相手に対する支配を獲得せず、合併が単なる持分の結合 (uniting of interests) に過ぎない場合には、持分プーリング法が適合する。

SFAS141におけるパーチェス法による一連の手続は、以下のとおりである。

①取得企業の識別…結合当事企業のいずれが取得企業であるかを識別する (pars.15-19)。

②取得原価の決定…対価として交付する現金等の金額や、株式の公正価値が取得原価となる (pars.20-23)。

③取得原価の配分…②の取得原価を、被取得企業から取得した資産および引き受けた負債に対して、支配獲得日時点の公正価値に基づいて配分する (pars.35-36)。

④のれんの認識…②の取得原価が③の純資産公正価値を超過する場合、両者の差額がのれん (goodwill) として認識される (par.43)。

SFAS141においては、被取得企業の純資産と取得企業が交付する対価の二種類が公正価値測定の対象とされている。なお、取得企業による支配が完全ではない場合には、いわゆる非支配持分⁽⁴⁾ (non-controlling interest) が存在することになるが、これについては公正価値測定の対象とはされていない。一方、共同してプロジェクトを進めていたIASBからは、二〇〇四年にIFRS3「企業結合」が公表された。

IFRS3でも、持分プリーング法適用の余地が無くなり、パーチェス法へと一本化が図られた。以下にまとめたとおり、IFRS3の規定はSFAS141と同一の内容となっており、また非支配持分も公正価値測定の対象とされていない。

- ①取得企業の識別…結合当事企業のいずれが取得企業であるかを識別する (pars.17-23)。
- ②取得原価の決定…対価として交付する現金等の金額や、株式の公正価値が取得原価となる (pars.24-31)。
- ③取得原価の配分…②の取得原価を、被取得企業から取得した資産および引き受けた負債に対して、支配獲得日時点の公正価値に基づいて配分する (pars.36-40)。
- ④のれんの認識…②の取得原価が③の純資産公正価値を超過する場合、両者の差額がのれんとして認識される (par.51)。

ここで、非支配持分を公正価値で測定するか否かという論点は、認識されるのれんの範囲に大きく関わる。前述と

貸借対照表

諸 資 産	80,000	諸 負 債	45,000
		資 本 金	25,000
		留 保 利 益	10,000
	80,000		80,000

※ なお、諸資産の公正価値は88,000であった。諸負債の公正価値は貸借対照表上の帳簿価額と一致していた。

【A社持分（80％）に係る会計処理】

(借) 諸 資 産	70,400	(貸) 諸 負 債	36,000
の れ ん	5,600	B 社 株 式	40,000

【非支配持分（20％）に係る会計処理】

(借) 諸 資 産	17,600	(貸) 諸 負 債	9,000
		非 支 配 持 分	8,600

同様の数値例で、非支配持分が存在するケースを考えてみる。

【例2】 A社はX一年四月一日にB社が発行する株式

一〇〇〇株のうち八〇〇株（八〇％）を公正価値である

四〇〇〇（一株当たり五〇）で現金購入し、B社を子会社

として支配することとなった。A社による株式購入直前の

B社の貸借対照表は上記のとおりである。

・パーチェス法による会計処理

A社はB社を完全に支配しているわけではなく、二〇％相当の非支配持分保有者が存在することとなる。A社はB社の貸借対照表を取り込んだ連結貸借対照表を作成することとなるが、その際の仕訳処理は上記のようになる（説明の便宜上、一般的な連結修正仕訳とは形式を変えているが、実質的な結果に相違はない）。

A社持分については、受け入れたB社の純資産公正価値のうち八〇％相当と、対価四〇〇〇との差額がのれんとして認識される。こののれんは、B社の買収に際してA社が取得したのれんであることから、買入のれんといわれる。

他方非支配持分は、B社純資産の公正価値×非支配持分比率二〇%という計算式によって測定され、それ自体が公正価値測定の対象となるわけではない。結果として、非支配持分に見合ったのれんの計上も行われない。

SFAS141およびIFRS3が採用したパーチェス法では、のれんの認識範囲に関する問題点が指摘されていた。すなわち、被取得企業の資産および負債のすべてが公正価値で測定されているにもかかわらず、資産であるのれんは買入のれんしか認識されておらず、そのすべてが公正価値によって測定されているわけではないことである。このような取扱いは、資産測定の一貫性を欠き、情報有用性の観点から問題があるとの認識がなされていた。⁽⁵⁾

そしてFASBとIASBの両審議会は、企業結合に関する共同プロジェクトのフェーズⅡの成果物として、二〇〇七年にSFAS141(R)および二〇〇八年にIFRS3(R)を公表した。両基準に共通する主要な変更点は、非支配持分の公正価値測定の導入およびその結果としての全部のれんの認識にあった。具体的には、SFAS141(R)では、移転した対価および非支配持分の公正価値が、受け入れた純資産の公正価値を超過する額として、のれんを測定することとされた(par.34)。またIFRS3(R)でも、移転した対価および非支配持分の公正価値を用いてのれん測定を行うこととされている(par.19 and 32)が、こちらでは例外的に非支配持分を公正価値測定しないことも認められており(par.19)、その場合には、全部のれんは計上されないこととなる。このように差異はあるものの、SFAS141(R)およびIFRS3(R)のいずれもが、全部のれんを認識することとしたのである。この会計処理方法は、それまでのパーチェス法とは区別され、取得法(acquisition method)と呼ばれる。前述の【例2】を用いて取得法による会計処理を示せば、次頁上のようになる。

【A社持分（80%）に係る会計処理】

(借) 諸 資 産	70,400	(貸) 諸 負 債	36,000
の れ ん	5,600	B 社 株 式	40,000

【非支配持分（20%）に係る会計処理】

(借) 諸 資 産	17,600	(貸) 諸 負 債	9,000
の れ ん	1,400	非 支 配 持 分	10,000

・取得法による会計処理

A社の持分八〇%についての処理は、パーチェス法と変わらないが、非支配持分は取得日におけるB社株式の公正価値五〇×二〇〇株（＝一〇〇〇株－八〇〇株）によって測定される。そしてB社純資産の公正価値の二〇%との差額が、のれんとして認識されることとなる。

SFAS141 (R) および IFRS3 (R) が採用した取得法の処理の概要は以上のとおりであるが、パーチェス法から取得法への改訂は制度研究上、伝統的な枠組みとされてきた取得原価主義会計との関連³⁾、しばしば問題視される。例えば山内 (二〇一〇、pp.170-185) とは、SFAS141 (R) と IFRS3 (R) の公開草案におけるのれんの取扱いが、取得原価主義会計が有する構造的特徴とは合致しない旨指摘しており、金田 (二〇一〇、p.92) は、SFAS141 (R) の公開草案では、取得原価主義会計の考え方が退けられていると指摘する。これらはいずれも公開草案に対する指摘であり、特に「被取得企業の全体を公正価値測定することによって全部のれんを測定するとされていたことに対して、行われた指摘と思われる。確定基準における取得法では、被取得企業全体の公正価値測定は求められてはいないものの、同様の指摘ができると考えられる。

取得原価主義会計の下では、資産は支払われた対価の金額によって測定される。これは、基礎的前提として一般的な資産の取得が「交換」取引とみられることによる。資産の取得は

交換によって行われるのであるから、その測定は引き渡した貨幣額によって行われ、対価が貨幣以外の財であれば、その交換時点における公正価値が測定の基礎となる。パーチェス法はこの一般的考え方を企業結合会計に適用した方法といえる。例えば、Wyatt (1963, p.70) によれば、「…企業結合とは…基本的に交換事象 (an exchange event) であり、そこでは二つの独立した経済的利害関係 (economic interests) が、資産および／または持分 (equities) の交換の達成のために交渉を行う (bargain)」とされる。また、SFAS141では、冒頭に一般的な資産取得取引の会計処理についての整理を行い (pars.3-8)、その上で、これと整合的な規定の展開を図っている。さらに、IFRS3 (par.BC4A) においても、企業結合が交換取引であることが指摘されている。ゆえに、パーチェス法では移転された対価の公正価値を企業結合の「取得原価」とみて、これを取得した純資産に配分するという手順がとられ、のれんも配分された取得原価の範囲内で認識された。パーチェス法は取得原価主義会計の枠内において、「交換取引」を処理するための具体的な処理方法の一つであったといえる。ただ、「交換」という考え方によって、パーチェス法におけるあらゆる処理が説明できるわけではない点には注意を要する。例えば、前述した非支配持分が存在するケースでは、「交換取引」として説明できるのは、支配持分相当に限られる。

他方、取得法では識別可能純資産や移転された対価だけでなく、非支配持分も「企業結合の構成要素」(the components of business combination) とみて、それらの測定に焦点が当てられており (SFAS141 (R), par.B81)、必ずしも企業結合が交換取引であることを強調していない。結果、構成要素すべての公正価値の差額として認識されるのれんは、非支配持分に係る部分も含めた全部のれんとなる。

「取得法」という名称を採用するにあたり、SFAS141 (R) (par.B14) および IFRS3 (R) (par.BC14) は、改訂基準

においては企業結合が必ずしも購入取引によらずとも起りうる(すなわち定義の中に対等合併なども含めている)ことを理由としており、また混乱を避けるために、従来のパーチェス法という呼称も、一律に取得法へと改められている。一見すると、定義の変更によって「企業結合」に含められる取引等の対象範囲が変更され、その結果として会計処理方法の呼称を単に改めたに過ぎないようにも見える。しかし数値例でも確認したとおり、具体的な処理手続きもパーチェス法とは異なるし、何より注意すべきは、これまで重視されてきた交換取引という前提がなくとも企業結合が成り立つ可能性があるという点である。また、取得法における非支配持分の公正価値測定は、全面時価評価法との整合性を根拠とした全部のれんの公正価値測定を図った結果として導入された処理とされるが、⁽⁸⁾そのために移転した対価以外の要素(非支配持分)によって、取得した資産が測定されることとなった。ここでは引き渡した対価によって資産の取得原価を測定するという、取得原価主義会計の基本的なスキームが放棄されている。

取得法の手続では、そもそも「取得原価」という用語自体用いられなくなっており、取得法はパーチェス法のように取得原価主義会計と密接に結びついているとは言い難いのが現状である。むしろFASBやIASBは、交換取引における対価を基礎とした測定ではなく、新たな測定基礎を模索しているように思われる。その様子が、段階取得の取扱いの変化に見られる。

段階取得とは、支配の獲得が複数回の取引によって段階的に達成される企業結合の一類型をいう。例えば、A社がB社の発行する株式の二〇%をまず購入し、その後追加で六〇%を購入してB社に対する支配を獲得したとする。パーチェス法では、それぞれの時点で購入された株式の取得原価の累積額が企業結合の取得原価とされ、B社より受け入れる純資産に配分された⁽⁹⁾(IFRS3, para.58-60)。過去に行われた個々の交換取引に着目し、それぞれの取引におけ

【図表 1】 企業結合の捉え方と処理方法の変化

	改訂前	改訂後
企業結合の捉え方	交換取引	支配の獲得
処理方法	パーチェス法	取得法

る対価を基礎とした測定を重視する姿勢が窺える。これに対して取得法では、初めに購入した二〇％を支配獲得日の公正価値へ再測定することが要求される (SFAS141 (R) par.48 ; IFRS3 (R) par.42)。これにより、A社が保有する合計八〇％のB社株式は、一律に支配獲得日の公正価値で測定されることとなる。再測定を要求する背景には、支配の獲得が経済環境等の重要な変化に当たり、それが持分投資の新たな測定基礎となるという考え方がある (SFAS141 (R), par.B384 ; IFRS3 (R), par.BC384)。また、過去における交換取引の事実を重視しないばかりでなく、原価累積という実務そのものが財務報告における不整合を引き起こしているとの認識も示されている (SFAS141 (R), par.B386 ; IFRS3 (R), par.BC386)。支配の獲得という重要な経済事象の発生を契機とする公正価値による再測定は、原価累積実務の問題点を解決する手法といえる。しかし同時に、取得原価主義会計からの脱却ないし乖離ともいえる考え方の変化が窺える手法でもある。

以上のように、FASBおよびIASBが規定する企業結合に関連する会計基準は、二〇〇七年から二〇〇八年にかけての改訂によって、パーチェス法から取得法へと会計処理の方法を変更した。これは単なる呼称の変化ではなく、具体的な手続きの変化であった。その背景には、必ずしも交換取引が伴わなくとも、支配の獲得という重要な経済事象が生じれば、企業結合は成立するという捉え方の変化がある (図表1)。このため、「交換取引」を処理するためのパーチェス法から、必ずしも交換取引を伴わない「支配の獲得」を処理できる取得法へと改訂されたということであろう。結果、測定面ではパーチェス法で行われていた被取得企業の純資産の公正価値測定のほかにも、①非支

配持分の公正価値測定、そして②段階取得があった場合の移転された対価の公正価値測定が求められることとなり、公正価値測定が拡大していることがわかる。

2. 日本基準の改訂

我が国の企業結合に関連する会計基準としては、二〇〇三年に企業会計審議会より「企業結合に係る会計基準」(以下、企業結合基準)が公表された。企業結合基準では、前述の SFAS141や IFRS3とは異なり、持分プーリング法の適用が認められていた。

企業結合基準によると、まず企業結合が「取得」であるか「持分の結合」であるかの判定が行われる(三、1)。そして「取得」と判定された企業結合には、パーチェス法が適用される(三、2)。以下に示したとおり、SFAS141や IFRS3が定めていたパーチェス法と同等の処理であることがわかる。

- ① 取得企業の決定…結合当事企業のいずれが取得企業であるかを識別する。
- ② 取得原価の決定…対価として交付する現金等の金額や、株式の公正価値^⑩が取得原価となる。段階取得の場合には、原価の累積額を用いる。
- ③ 取得原価の配分…②の取得原価を、被取得企業から取得した資産および引き受けた負債に対して、支配獲得日時点の公正価値に基づいて配分する。

④のれんの認識…②の取得原価が③の純資産公正価値を超過する場合、両者の差額がのれんとして認識される。他方、「持分の結合」と判定された企業結合には、持分プーリング法が適用される(三、3)。持分プーリング法で

は、結合当事企業すべての資産、負債および純資産がその適正な帳簿価額で結合後企業に引き継がれる。したがって、持分プーリング法では公正価値測定が用いられる余地はない。

企業結合基準において持分プーリング法が採用されたのは、企業結合の経済的実態を反映できるようにする必要があると考えられたためである（企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書、二、1）。しかしながら、この取扱いは当時すでにパーチェス法に一本化していたSFAS141とIFRS3とは異なるものであったことから、例えば欧州証券規制当局委員会（CESR）からは、会計基準の同等性評価の結果として、我が国の企業結合基準において持分プーリング法が認められていることが重要な相違点として指摘されていた（CESR, 2005, par.139）。その後、FASBとIASBによる共同プロジェクトの成果物であるSFAS141（R）およびIFRS3（R）とのコンバージェンスの必要性が生じたことから、二〇〇八年にASBJより企業結合基準を改訂する形で、企業会計基準第二二号「企業結合に関する会計基準」が公表された¹¹。企業会計基準第二二号では、持分プーリング法が廃止され、パーチェス法のみが採用されることとなった。

- ① 取得企業の決定…結合当事企業のいずれが取得企業であるかを識別する（pars.18-22）。
- ② 取得原価の決定…対価として交付する現金等の金額や、株式の公正価値が取得原価となる（par.23）。段階取得の場合には、過去に取得した株式等が、支配獲得日の公正価値で再測定される（par.25）。
- ③ 取得原価の配分…②の取得原価を、被取得企業から取得した資産および引き受けた負債に対して、支配獲得日時点の公正価値に基づいて配分する（par.28）。

④のれんの認識：②の取得原価が③の純資産公正価値を超過する場合、両者の差額がのれんとして認識される(par.28)。

まず注意すべきは、我が国ではパーチェス法が維持されている点である。パーチェス法適用時における「取得原価」の算定に際しては、「一般的な交換取引において資産の取得原価を算定する際に適用されている一般的な考え方によることが整合的である」とされ(企業会計基準第二二号、par.84)、企業結合を交換取引とみる姿勢が窺える。すなわち取得法のように非支配持分を公正価値測定する余地はなく、したがって全部のれんも計上されない。この点について企業会計基準第二二号(par.98)では、「…のれん…の計上は有償取得に限るべきであるという立場」を採用しており、「取得原価」の算定を引き続き要求している点からも、企業会計基準第二二号におけるパーチェス法の取扱いは、伝統的な取得原価主義会計と整合的なように見える。

他方で、段階取得の際には過去に取得した株式の連結財務諸表における公正価値測定が要求されている(企業会計基準第二二号、par.25)。企業結合基準において、原価の累積額を用いることとしていたのは、「個々の取引はあくまでその時点での等価交換取引であり、取得が複数の交換取引により達成された場合、取得原価は個々の交換取引ごとに算定した原価の合計額とすることが経済的実態を適切に反映する」と考えられたためである(企業会計基準第二二号、par.86)。交換取引を前提とするパーチェス法が維持されたことからすれば、この取扱いも維持されるべきといえる。しかし、会計基準の国際的なコンバージェンスを重視する観点から、連結財務諸表に限定したうえで、SFAS141(R)とIFRS3(R)の整合的な処理を行うとの結論に至っている(par.90)。

以上で見たとおり企業結合に関連する会計基準については、IASBとFASBの共同プロジェクトによって先に

IFRSとSFASの間で規定の統一化が図られ、我が国の企業会計基準は、従来の考え方を維持しつつも主として会計基準の国際的コンバージェンス達成を優先する観点から、両基準に歩み寄る形での改訂を行っているといえる。その結果、ASBJが公表した基準では部分的にSFAS141(R)やIFRS3(R)と整合しつつも、いままお改訂されずに維持されている規定も存在しており、両基準の間には重要な差異が残されているのが現状である⁽¹²⁾。

Ⅲ 公正価値概念の変化

1. SFAS157公表前の公正価値

会計処理上の測定値として用いられる公正価値は、かつての一般的な定義によれば、資産が市場において「交換」(exchange)されうる金額とされた⁽¹³⁾。すなわち、資産を購入する場合には購入市場価格、売却する際には売却市場価格という、二種類の金額が同じ「公正価値」という用語の中で成立していた。とりわけ、前者は入口価格(entry price)ともいい、後者は出口価格(exit price)ともいわれる。ただ、会計基準上で公正価値が導入された当初、公正価値測定の対象とされた金融商品のように、購入と売却が同一の市場で行われる場合には、上記二種類の金額は基本的に同一の測定値を示すこととなる。このため、当初認識時の測定に公正価値を用いるとしても、実務上それが入口価格であるか出口価格であるかを明確に区別する必要はない。

企業結合会計との関連でいえば、少なくとも被取得企業の識別可能資産および負債は支配獲得日の公正価値で測定されることになるが、SFAS141、IFRS3や⁽¹⁴⁾企業結合基準においてそれぞれ公正価値はどのように定義されていたか、以下で確認する。

まず SFAS141¹⁾では、公正価値は「強制や清算以外の、取引参加者間での現在の取引において、資産…が購入…または売却…されうる金額」とされていた (Appendix E)。「購入または売却」とあるとおり、ここでの公正価値は入口価格と出口価格のいずれの価格も含んでおり、どちらかに限定されてはいない。

次に IFRS3²⁾では、公正価値は「独立第三者間取引において、取引の知識がある自発的な当事者の間で、資産が交換され得る…価額」(Appendix A)とされていた。ここでも「交換」という用語にみられるとおり、公正価値が入口価格または出口価格のいずれかに限定されているわけではなく、どちらの価格を意味するのかについて解釈の余地がある。

そして企業結合基準においては、「時価とは、公正な評価額をいう。通常、それは観察可能な市場価格」をいうとされた (二、7)。我が国の会計基準では、伝統的に「時価」という用語が用いられてきた。企業会計基準公開草案第四三号「公正価値測定及びその開示に関する会計基準(案)」(以下、公開草案第四三号)によれば、「時価」と「公正価値」とは、文言の違いこそあるものの、その考え方に大きな違いはないと理解されてきた (par.27)。企業結合基準においても、時価すなわち公正価値が入口価格であるのかは、明示されていない。

この点、入口価格と出口価格の双方の意味合いを定義に含めていた SFAS141¹⁾では、「…交換取引では、取得された純資産と支払われた対価の公正価値は等しいと仮定される。それゆえ、取得企業にとつての取得「原価」(the “cost” of an acquisition) は、交換された公正価値に等しい」との記述がみられる (par.5)。これは企業結合に限らず、一般的な資産の取得取引に共通する基本的な考え方である。交換取引においては、取得した資産の公正価値と引き渡される対価の公正価値は等しい。言い換えれば、取得する資産の入口価格と、引き渡される対価の出口価格との等価交換が

想定されているといえよう⁽¹⁴⁾。パーチェス法に置き換えるならば、識別可能純資産および識別不能な要素であるのれんと、それらを取得するための対価との等価交換が想定され、対価の出口価格（すなわち、企業結合における取得原価）によつて識別可能純資産の入口価格を測定し（取得原価の配分）、残額がのれんの測定に用いられていたといえよう。交換取引を前提とした場合、交換対象となる財双方の入口価格と出口価格を交換取引の中でバランスさせる必要があったことから、公正価値には双方の意味が含まれている必要があったといえる。入口価格ないし出口価格のいずれかに限定されてしまうと、交換取引を前提とした測定も不可能となろう。

以上のように、交換取引を前提とするパーチェス法の下では、公正価値の意味には受け入れる純資産の入口価格と対価の出口価格が含まれていたといえる。「交換」という概念が、会計処理方法であるパーチェス法だけでなく、測定値として用いられる公正価値の根底にも一貫して用いられていることは、注目に値しよう。

2. 出口価格としての公正価値

他方、近年の会計基準整備の過程で、公正価値の概念を出口価格として最初に整理したのは、FASBが二〇〇六年に公表したSFAS157「公正価値測定」であった。すなわち、公正価値とは「測定日における市場参加者間の秩序ある取引において、資産を売却して受け取る…であろう価格」をいう（par.5）。この定義はその後公表されるSFAS141 (R) *でも用いられている*（par.3）。すなわちSFAS141の段階では取得した純資産（のれんを含む）の入口価格（でもあり、対価の出口価格に等しい）を想定していた公正価値は、用語は変わらないままにその意義が出口価格へと一本化されていることになる。

SFAS157 (par.C26) では、出口価格の概念が、財務報告の基礎概念レベルでの資産の定義に合致することを理由として挙げている。資産の定義を定めるSFAC6 (par.25) によれば、資産とは「過去の取引または事象の結果として、特定の実体により取得または支配されている、発生の可能性の高い将来の経済的便益」とされる。「将来の経済的便益」(future economic benefit) は、企業が将来においてキャッシュインフローを獲得するのに貢献する能力であるから(par.26)、資産の測定はその現金生成能力(cash generating power)の評価に役立つように行われるべきである。そして係る目的に最も適合するのは出口価格による公正価値であるとの結論に至ったということである。

その後、IASBも公正価値概念の整理を行って、二〇一一年にIFRS13「公正価値測定」を公表した。IASBとは基準の公表順序が異なるため、IASBではまずIFRS3 (R) の公表が行われたのち、同基準内における公正価値の定義が、IFRS13によって置き換えられることとなった(par.D1)。IFRS13 (par.9) によれば、公正価値とは「測定日時点で、市場参加者間の秩序ある取引において、資産を売却するために受け取るであろう価格」をいう。それまで入口価格なのか出口価格なのか明らかでなかった公正価値は、SFAS157における定義同様、出口価格として定義されていることがわかる。

そしてASBJも、二〇一〇年に公開草案第四三号を公表しており、従来用いてきた「時価」は出口価格としての公正価値に読み替えられている。公開草案第四三号(par.4)によれば、公正価値とは「測定日において市場参加者間で秩序ある取引が行われた場合に、資産の売却によって受け取るであろう価格…(出口価格)」をいう。現状では公開草案であることから、現行の我が国の会計基準上では「時価」概念が維持されているものの、確定基準となれば出口価格としての公正価値が企業結合会計を含む様々な領域で用いられるようになる。

このように、公正価値概念についてもFASB、IASBそしてASBJの三者間において統一に向けた動きが窺え、いずれはSFAS141 (R)、IFRS3 (R) および企業会計基準第二一号の適用下において、企業結合の会計処理に用いられる「公正価値」とは、一様に出口価格を意味するようになるだろう。

IV 企業結合会計における出口価格による測定の課題

1. 企業結合の会計処理方法と公正価値の関係

公正価値が出口価格へと一本化されたことで、交換取引を前提とした企業結合における公正価値の捉え方、すなわち交換される財双方の入口価格と出口価格をバランスさせるといふ考え方は、概念上不可能になったといえる。SFASは、IFRSや企業会計基準とは異なり、唯一、公正価値の概念の整理を経てから企業結合に関連する会計基準の改訂を行っている。前述のとおり、SFAS141 (R) ではパーチェス法が取得法に改められていることから、公正価値が出口価格に一本化されたとしても、企業結合を必ずしも交換取引とは捉えない取得法の下では、上記の問題が概念上の致命的な矛盾とはならなかったといえる。基準の公表順序は前後するものの、すでに企業結合の会計処理方法を取得法に変更しているIFRSにおいても、同様のことが指摘できよう。

取得法に処理が変更されても、企業結合の経済的事態は、引き続き「取得」であるのだから、「売却」を前提とした出口価格としての公正価値を用いることには、概念上の矛盾が生じるとの指摘も考えられる。確かに、FASBやIASBは入口価格と出口価格は概念上異なるものであることを認識しており (SFAS157, par.16; IFRS13, par.57)、むしろIASBには、入口価格を用いないことが、企業結合の会計処理に際して問題となるという指摘がなされていた

(IFRS13, par. BC36)。この指摘に対してIASBは、同じ資産を同じ市場において同じ日に測定する限り、入口価格と出口価格は等しくなると結論付け、出口価格としての公正価値を採用した(par. BC44)。その背景には、取得に出口価格を用いることの概念的矛盾を認識しながらも、実務上の実行可能性を根拠として、一貫した公正価値概念の採用を推進しようとする姿勢が窺える¹⁵⁾。

しかし、より問題視すべきなのは、「取得」という経済的事態の前提として、従来重視されてきた「交換」という企業結合の捉え方が、「支配の獲得」へと変化したこととの関係をどのようにに見るべきかという点にあるように思われる。前述のとおり、従来の企業結合会計では、処理方法としてのパーチェス法と、測定値としての公正価値の意味(入口価格と出口価格のバランス)は、「交換」という概念によって結びついていたといえる。これに対して、現行の企業結合会計では、処理方法としての取得法と、測定値としての公正価値の意味(出口価格)は、少なくとも「交換」によっては結びつき得ない。では何によって結びつけられているのかが問題となるが、考えられる要素としては、「支配の獲得」が挙げられよう。より具体的には支配の獲得や喪失といった新たな測定の契機となる重要な経済事象の発生である¹⁶⁾。支配の獲得という重要な経済事象が生じたとき、取得法によって企業結合の構成要素は一律に測定される。測定値としての公正価値には資産概念とも整合的な出口価格を用いることで、より一層会計情報の有用性が高められると考えるのである。しかし、出口価格を用いる根拠は資産概念との整合性に求められるのであって、企業結合の捉え方である「支配の獲得」によって、測定値としての公正価値が出口価格に限定されるという根拠付けは難しいように思われる。「交換」概念がパーチェス法と公正価値の意味の双方の根拠にあったのとは異なり、取得法と出口価格としての公正価値の根底には、それぞれ別の考え方がありといえる(図表2)。

【図表2】 処理方法と公正価値の意味

パーチェス法の場合

取得法の場合

【処理方法】 パーチェス法	【公正価値】 純資産の入口価格 対価の出口価格	【処理方法】 取得法	【公正価値】 構成要素の出口価格
交 換		支配の獲得	
		資産概念との整合性	

2. 日本基準の課題

他方、日本基準では上記とは異なる観点からの問題が生じている。他の会計基準とは異なり、パーチェス法を維持している我が国にとっては、「交換」の概念に従って識別可能純資産の測定には入口価格としての公正価値が用いられるべきと考えられる。この点、公開草案第四三号では、コストアプローチによって出口価格を算定する対応策を提案している(par.32)。コストアプローチとは、「資産…を再調達するために現在必要な金額に基づく評価技法」をいう⁽¹⁷⁾(企業会計基準適用指針公開草案第三八号「公正価値測定及びその開示に関する会計基準の適用指針(案)」、par.12)。再調達を前提とする金額であることから、パーチェス法による取得原価の配分とも矛盾しない公正価値を用いることができるようにも思えるが、このアプローチでは、そもそも「再調達」という出口価格としての公正価値には整合しない(むしろ入口価格と整合的な)用語がみられる。コストアプローチによって算定された金額が出口価格たりうるのは、「再調達に必要な金額」を支払って当該資産を購入する市場参加者が別に存在しており、当該市場参加者に対して資産を保有する市場参加者が、当該資産を売却するという仮定を置いていることによる(IFRS13, par.B9; 公開草案四二号、par.32)。ただ、このように「購入を行う市場参加者」を別途仮定し、「彼らが購入する価格」彼らに売却する価格」と考えられるからコストアプローチによる測定値も出口価格であるとするのは、強引に入口価格を出口価格として整理しようとしているに過ぎないのでないか。本質的な問題は、パー

チェス法で用いられる公正価値を出口価格と位置づけるにはどうすべきかではなく、交換取引を前提とするパーチェス法においては、そもそも出口価格のみを用いることが概念的に不可能である点にある。事実上の入口価格を出口価格として位置づけてパーチェス法を適用すれば、金額としては一律に出口価格で測定していることになる。しかし、概念レベルではやはり純資産の入口価格と対価の出口価格の交換取引と捉えるほかない。でなければ、取得原価の配分を通じて買入のれんだけが計上されることを説明できない。

コンバージェンスの観点から、公正価値についてもFASBとIASBと足並みをそろえる実務的な必要性はあろう。しかし、仮に公開草案第四三号が確定基準となれば、我が国の企業結合会計におけるパーチェス法の適用には、重大な概念上の矛盾が生じることになる。係る矛盾の解消のために、パーチェス法が取得法へ変更される、すなわち全部のれんが計上されるようになるという可能性も否定できない。二〇一三年改訂の企業会計基準第二一号 (par.64-3) を見る限り、直ちに全部のれんが計上されることはないようだが、取得関連費用を取得原価に含めないことが提案されており、国際的な公正価値測定の動向に足並みを合わせようとする動きもみられる。企業結合の会計処理の中で用いられる測定値が、処理方法そのものの変化を迫るといった状況が生じ得るという意味で、今後の動向を注視する必要がある。

V むすび

以上、本稿では企業結合に関連するFASB、IASBそしてASBJの公表する基準の収斂過程を確認し、また公正価値概念の統一化に向けた動きを整理した。企業結合の捉え方は、従来の「交換取引」から「支配の獲得」へと変化

している。交換取引を前提としたパーチェス法においては、公正価値に入口価格と出口価格の双方が含まれたが、取得法の下では、支配の獲得という重要な経済事象が公正価値測定の際機とされ、その公正価値は出口価格であるときれる。すなわち、「交換取引―パーチェス法―入口価格と出口価格」という関係から「支配の獲得―取得法―出口価格」という関係へと、捉え方―処理方法―測定値という三者の関係性が変化している可能性がある。ただし、後者は現行規定の組み合わせにすぎないともいえ、理論的には「支配の獲得―取得法」、「出口価格―資産概念との整合性」という、異なる関係性が存在している。無論、取得法と出口価格とを統一的に結び付ける概念の可能性も否定できないが、この点についてはさらなる検討が必要であろう。

このような状況下で、パーチェス法を維持する日本基準では、出口価格としての公正価値の導入を試みている。しかし、交換取引を前提とするパーチェス法の下で出口価格のみを意味する公正価値を用いるのは、重大な概念上の矛盾を生じさせる。これを解消するには、取得法の採用を含めた企業結合の会計処理方法の検討が必要であろう。

- (1) 今日の米国基準の表記に当たっては、Accounting Standards Codification に準拠するのが一般的と思われるが、本稿では規定の変遷を明瞭に示す観点から、従来の SFAS に準拠した表記を行っている。
- (2) FASB と IASB による企業結合共同プロジェクトのフェーズ I の成果物であり、持分プーリング法の適用を廃止した点に特徴がある。
- (3) 持分プーリング法適用の歴史をめぐっては、GA+1 (1998) が詳しい。
- (4) 少数株主持分 (minority interest) ともいわれる。
- (5) 例えば FASB の議事録でこのような指摘がみられる (FASB, 2002, p.3)。

- (6) IFRS3 (R)によれば、非支配持分の公正価値を信頼性をもって測定するためのコストと比較して、特段のベネフィットがみられないことから、純資産の公正価値に対する比例的な持分比率で非支配持分を測定するという意見があったとされる(par:BC213)。つまり、非支配持分をどのように測定しようと、測定に要するコスト以上の情報価値を見出すことはできないということである。
- (7) 全部のれんの計上論拠については、経済的単一体説といった連結基礎概念の観点からの説明も考えられるが、取得法では全面時価評価法における評価の整合性を重視するというアプローチをとっている。川本(二〇〇四、p.50)や、斎藤(二〇一七、p.112)でも同様の指摘がみられる。
- (8) SFAS141¹⁾は明文上の規定はないが、脚注31によればIFRS3と同様に取得原価の累積額が用いられていたものと理解できる。
- (9) IFRS10 (par.6)によれば、投資者は、投資先への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャーまたは権利を有し、かつ、投資先に対するパワーを通じて当該リターンに影響を及ぼす能力を有している場合には、投資先を支配しているとされる。
- (10) なお、原文では「時価」とされている。我が国の会計基準における「時価」とSFASやIFRSで採用されている「公正価値」とは、定義において実質的な差異はないと考えられることから、ここでは「時価」を「公正価値」としている。
- (11) 二〇一三年一月には、企業会計基準公開草案第四九号「企業結合に関する会計基準(案)」が公表され、九月には企業会計基準第二二号の改訂が行われているが、本稿での検討は、改訂前のものを対象として進める。
- (12) 二〇一三年改訂版の企業会計基準第二二号でものれんの計上範囲や会計処理に関する差異の解消は図られていない。
- (13) 議論の明確化のため、負債については言及していない。
- (14) Kohler (1970) では、交換とは、貨幣、財産または用役を、それらと引き換えに (in return for) 移転することとされ、物々交換 (barter) として定義されている。他方、SFAS141 (par.5) では、物の交換というよりは、対象物の価値の交換であると捉えられている。

- (15) 無論、実務上の理由がすべてというわけではなく (SFAS157でも根拠とされた) 出口価格が財務報告の目的と適合するという理論的根拠も示されている (par.BC39)。
- (16) 支配の喪失が、重要な経済事象であるとの認識は、例えばIFRS10 (par.BCZ182) などで見られる。
- (17) コストアプローチは、SFAS157 (par.18) & IFRS13 (pars.B8-B9) に定められる出口価格としての公正価値の評価技法の一例である。

【参考文献】

- APB (1970a) Accounting Principles Board Opinion 16, *Business Combinations*, APB.
- APB (1970b) Accounting Principles Board Opinion 17, *Intangible Assets*, APB.
- CAP (1959) Accounting Research Bulletin 51, *Consolidated Financial Statements*, CAP.
- CESR (2005) *Draft Technical Advice on Equivalence of Certain Third Country GAAP and on Description of Certain Third Countries Mechanisms of Enforcement of Financial Information*, CESR.
- FASB (1985) Statement of Financial Accounting Concepts 6, *Elements of Financial Statements*, FASB, 平松一夫・広瀬義州 訳 (二〇〇一) 『FASB 財務会計の諸概念〔増補版〕』中央経済社。
- FASB (2001) Statement of Financial Accounting Standard 141, *Business Combinations*, FASB.
- FASB (2002) *Minutes of the October 30, 2002 Board Meeting*, FASB.
- FASB (2006) Statement of Financial Accounting Standard 157, *Fair Value Measurements*, FASB.
- FASB (2007) Statement of Financial Accounting Standard 141 (revised 2007), *Business Combinations*, FASB.
- G4+1 (1998) G4+1 Position Paper, *Recommendations for Achieving Convergence on the Methods of Accounting for Business Combinations*, G4+1.
- IASC (1998) International Accounting Standard 22, *Business Combinations*, IASC.

- IASB (2004) *International Financial Reporting Standard 3, Business Combinations*, IASB.
- IASB (2008) *International Financial Reporting Standard 3, Business Combinations*, IASB.
- IASB (2011) *International Financial Reporting Standard 10, Consolidated Financial Statements*, IASB.
- IASB (2011) *International Financial Reporting Standard 13, Fair Value Measurements*, IASB.
- Kohler, F.L. (1970) *A Dictionary for Accountants Forth Edition*, Prentice Hall, 染谷恭次郎訳 (一九七二) 『コーラー会計学辞典』丸善。
- Wyatt, A.R. (1963) *An Accounting Research Study 5, A Critical Study of Accounting for Business Combinations*, AICPA.
- 上野清貴 (二〇一一) 「第四章 IASB における展開」北村敬子編 (二〇一一) 『公正価値測定の意義とその限界 最終報告書』日本会計研究学会特別委員会、pp.61-80。
- 浦崎直浩 (二〇一一) 「第九章公正価値」斎藤静樹・徳賀芳弘責任編集 (二〇一一) 『体系現代会計学第一巻企業会計の基礎概論』中央経済社、pp.363-400。
- 金田堅太郎 (二〇一〇) 『企業結合会計基準の形成と展開』森山書店。
- 川村義則 (二〇一一) 「第三章アメリカにおける展開」北村敬子編 (二〇一一) 『公正価値測定の意義とその限界 最終報告書』日本会計研究学会特別委員会、pp.33-60。
- 川本淳 (二〇〇四) 「全部のれん方式の論点」『會計』第一六六巻第三号、森山書店、pp.47-59。
- 企業会計審議会 (一九九七) 『連結財務諸表原則・同注解』企業会計審議会。
- 企業会計審議会 (二〇〇三a) 『企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書』企業会計審議会。
- 企業会計審議会 (二〇〇三b) 『企業結合に係る会計基準』企業会計審議会。
- 企業会計基準委員会 (二〇〇七) 『企業結合会計に関する調査報告—EDによる同等性評価に関連する項目について—』企業会計基準委員会 (企業結合プロジェクト・チーム)。
- 企業会計基準委員会 (二〇〇八) 企業会計基準第二二号 『企業結合に関する会計基準』企業会計基準委員会。

企業会計基準委員会（二〇一〇）企業会計基準公開草案第四三号『公正価値測定及びその開示に関する会計基準（案）』企業会計基準委員会。

企業会計基準委員会（二〇一〇）企業会計基準適用指針公開草案第二八号『公正価値測定及びその開示に関する会計基準の適用指針（案）』企業会計基準委員会。

企業会計基準委員会（二〇一三）企業会計基準公開草案第四九号『企業結合に関する会計基準（案）』企業会計基準委員会。

齋藤静樹（二〇一三）「企業結合における公正価値会計と自己創設のれん」『會計』第一八二卷第六号、森山書店、pp.108-121。
山内暁（二〇一〇）『暖簾の会計』中央経済社。